

第84回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項等

事業報告

連結計算書類

- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

会計監査人および監査役会の監査報告書

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 会計監査人の監査報告書 謄本
- ・ 監査役会の監査報告書 謄本

なお、事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表および損益計算書の内容は、招集通知の添付書類と同一となります。

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社 丸井グループ

連結計算書類、計算書類および会計監査人・監査役会の監査報告書につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、当社ホームページ (<https://www.0101maruigroup.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

<連結業績>

当期のグループ総取扱高は2兆9,037億円（前期比14%増）、フィンテックのショッピングクレジット取扱高が全体を牽引し、前期を3,641億円上回りました。営業利益は419億円（前期比2%増）、11期連続の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は254億円（前期比0%増）となり、9期連続の増益となりました。

当社グループが重視するKPIについては、EPS（1株当たり当期純利益）が117.6円（前期比1%増、前期差1.6円増）、利益成長と資本政策により前期を上回り2期連続で過去最高を更新、ROE（自己資本当期純利益率）は8.8%（前期差0.3%減）、2期連続で株主資本コスト（6.9%）を上回り、ROIC（投下資本利益率）は3.7%（前期差0.0%増）、4期連続で資本コスト（WACC3.0%）を上回りました。

■2020年3月期連結業績

	2019年3月期	2020年3月期	前 期 比	
			前 期 比	前 期 差
EPS (円)	116.0	117.6	101%	+1.6
ROE (%)	9.1	8.8	-	△0.3
ROIC (%)	3.7	3.7	-	+0.0
	兆 億円	兆 億円	%	億円
グループ総取扱高	2,539.6	2,903.7	114	+3,641
売上収益	2,514	2,476	98	△38
売上総利益	1,905	1,957	103	+52
販売費及び一般管理費	1,493	1,537	103	+44
営業利益	412	419	102	+8
経常利益	398	404	102	+6
親会社株主に帰属する当期純利益	253	254	100	+1

当社グループの収益構造はこれまでのビジネスモデルの転換にともない、店舗の不動産賃貸収入やカード手数料をはじめとする「リカーリングレベニュー（継続的収入）」が拡大し、売上・利益に占める構成が大きくなりました。

お客さま・お取引先さまとの契約にもとづく継続的収入であるリカーリングレベニューからは、翌期以降の将来収益を「成約済み繰延収益」としてとらえることが可能であり、収益の安定性を測る指標として使用できます。これらは、LTV（生涯利益）を重視した当社グループの長期視点の経営において重要な要素であると考えています。

当期のリカーリングレベニュー（売上総利益ベース）は1,311億円（前期比7%増）となり、売上総利益に占める割合は65.3%（前期差2.4%増）まで高まりました。

当期末の成約済み繰延収益は3,500億円（前期比7%増）となり、当期のリカーリングレベニュー（売上総利益ベース）の約2.7倍の将来収益が見込まれます。

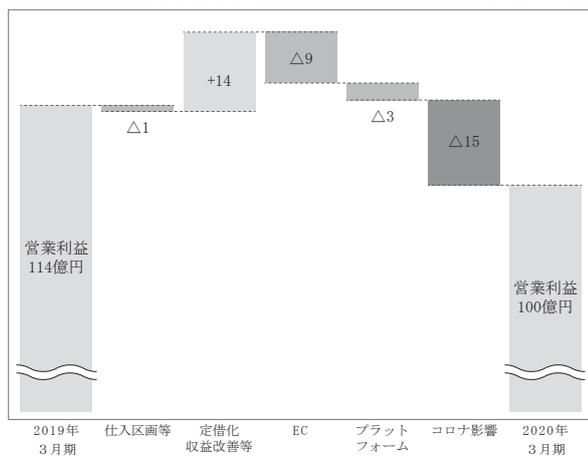
<小売セグメント>

前期までの5年間にわたるショッピングセンター（SC）型店舗への転換により、収益改善と利益の安定化がすすみました。

さらに、当期より新たな店舗戦略「デジタル・ネイティブ・ストア」の実現に向け、D2C（ダイレクトトゥーコンシューマー）やシェアリングサービスなどのブランドの導入をすすめ、ネットでは提供できない体験やコミュニケーションの場を提供する店舗をめざしています。

定借区画の収益の安定化は着実にすすみましたが、収益改善が一巡したことに加え、下半期においては消費増税や天候不順による不振、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、小売セグメントの営業利益は100億円（前期比12%減）となりました。

■ 2020年3月期小売セグメントの営業利益増減要因



<フィンテックセグメント>

エポスカードのご利用客数の拡大に向け、丸井店舗やネット・サービス領域での入会促進を強化するとともに、全国の商業施設との提携をすすめ、提携施設数は30施設（前期差5施設増）に拡大いたしました。

また、利用率・利用額のさらなる向上に向けて、家賃保証やリカーリング、サブスクリプション企業との提携、協業に取り組み、家計消費におけるシェアの最大化をめざしています。

カード会員数は720万人（前期比5%増）となりました。中でもお得意さまづくりを着実にすすめ、プラチナ・ゴールド会員は250万人（前期比16%増）と大きく伸ばいたしました。

取扱高については、新型コロナウイルス感染症の影響により伸びは鈍化したものの、ショッピングクレジットが引き続き伸ばし2兆1,710億円（前期比16%増）となったことに加え、家賃保証などのサービス取扱高が3,539億円（前期比26%増）と順調に拡大いたしました。

以上の結果、フィンテックセグメントの営業利益は384億円（前期比10%増）となり、8期連続の増収増益となりました。

■2020年3月期フィンテックセグメントの状況

	2019年 3月期	2020年 3月期	前期比	前期差
	万人	万人	%	万人
新規会員数	81	81	100	0
(丸井グループ 店舗外入会)	(41)	(48)	(116)	(+6)
カード会員数	688	720	105	+32
プラチナ・ゴールド	215	250	116	+35

	2019年 3月期	2020年 3月期	前期比	前期差
	兆 億円	兆 億円	%	億円
フィンテック取扱高	2 3,106	2 6,788	116	+3,682
ショッピング (外部加盟店)	1 8,770 (1 7,689)	2 1,710 (2 0,758)	116 (117)	+2,941 (+3,068)
サービス	2,812	3,539	126	+727
カードキャッシング	1,433	1,452	101	+19

セグメント情報

区 分	小売	フィンテック	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上収益					
外部顧客への売上収益	110,960	136,622	247,582	—	247,582
セグメント間の内部 売上収益または振替高	5,311	2,923	8,235	△8,235	—
計	116,271	139,546	255,817	△8,235	247,582
(前期比)	(%) (88.3)	(%) (108.8)	(%) (98.4)	(%) (—)	(%) (98.5)
セグメント利益	10,027	38,399	48,426	△6,482	41,944
(前期比)	(%) (87.8)	(%) (109.7)	(%) (104.3)	(%) (—)	(%) (101.8)
営業利益率	(%) 8.6	(%) 27.5	—	—	16.9

グループ総取扱高の内訳

区 分	取扱高	構成比	前期比
	百万円	%	%
定期借家テナント売上高等	218,600	7.5	104.8
商品売上高	36,195	1.2	72.9
消化仕入売上高	40,411	1.4	74.7
関連事業	24,912	0.9	101.3
小売	320,119	11.0	95.0
ショッピングクレジット	2,171,018	74.8	115.7
サービス	353,863	12.2	125.9
カードキャッシング	145,234	5.0	101.3
IT他	8,723	0.3	94.8
フィンテック	2,678,839	92.3	115.9
消去	△95,245	△3.3	—
合計	2,903,713	100.0	114.3

(注) 関連事業は、店舗内装、広告宣伝、ファッション物流受託、建物等の保守管理等による収入、IT他は情報システムサービス、不動産賃貸等による収入であります。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、既存店の売場改装やシステム投資など総額104億68百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については、財務の安定性確保を最優先に、調達期間の長期化や返済・償還時期の分散化、調達手法の多様化などに取り組んでおります。

当期においては、フィンテックセグメントの営業債権の増加や借入金の返済に対応し、金融機関からの借入により462億円、社債の発行により200億円を調達いたしました。また、債権流動化による資金調達は680億円増額いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、景気後退リスクが増大するなど先行き不透明な状況にあり、世界的な景気変動局面が当面続くことが想定されます。当社においても、4月・5月は食料品売場および一部テナントを除き、全店休業を余儀なくされるなど大変厳しい状況下にあります。

また今後の消費環境では、モノからコトへの消費のシフトがさらにすすみ、小売業態ではEC（eコマース）市場の成長が続く一方で、物販中心のリアル店舗に依存した業態が衰退するリスクも考えられます。

クレジット市場については、2021年のオリンピック・パラリンピック開催に向けて、インフラの整備がすすみ、市場の拡大が見込めるものの、新たなテクノロジーによる金融サービスの革新で、市場が激変する可能性もあります。

こうした環境下において、当社グループでは、これらの事業環境の変化に対応するため、小売とフィンテックが一体となった独自のビジネスモデルを進化させ、企業価値の向上をめざしております。

当社グループのミッションは、「お客さまのお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という経営理念にもとづき、すべての人が「しあわせ」を感じられるインクルーシブで豊かな社会をステークホルダーの皆さまと共に創ることにあります。

当社グループがめざすのは、お客さまをはじめ、株主・投資家の皆さま、地域・社会、お取引先さま、社員に、将来世代を加えたすべてのステークホルダーの利益の拡大です。そのために、すべてをステークホルダーの視点で考え、行動することにより共有できる価値づくりに取り組み、結果として企業価値の向上をはかる「共創サステナビリティ経営」をすすめております。

当社グループでは、その結果として生み出される企業価値のさらなる向上をめざし、具体的な取り組みをすすめております。

■具体的な取り組み

<小売セグメント>

店舗事業は、SC・定借化により、従来の百貨店型ビジネスからの事業構造の転換を実現し、次世代型のライフスタイルSCの展開で、資本生産性を高めてまいります。

オムニチャネル事業は、ECに軸足を置いたビジネスを推進し、グループのノウハウを重ねあわせた独自のビジネスモデルで事業領域を拡大いたします。

プラットフォーム事業は、店舗内装や物流、ビルマネジメントなど小売で培ったノウハウを統合的に運営し、BtoBビジネスを推進してまいります。

<フィンテックセグメント>

カード事業は、全国でのエポスカードファン拡大に向け商業施設やコンテンツ系企業との提携を強化し、高い収益性の維持と事業規模の拡大の両立をはかってまいります。

サービス事業は、クレジットのノウハウを活用した家賃保証や保険などサービス収入を拡大し、投下資本の少ないビジネスでROICを高めてまいります。

IT事業は、新たなテクノロジーの活用によってお客さまの利便性を高め、グループの事業領域拡大をサポートいたします。

<最適資本構成・成長投資・生産性向上>

利益成長によるROICの向上と、グループの事業構造に見合った最適資本構成を構築し、安定的にROICが資本コストを上回る構造を実現いたします。

SC・定借化のノウハウを活用した商業施設の開発や技術革新を取り入れるためのベンチャー投資など、将来の企業価値向上につながる成長投資をおこないます。

「ひとつのマルイグループ」として事業ポートフォリオにあわせた人材活用をすすめ、グループの生産性をさらに向上いたします。

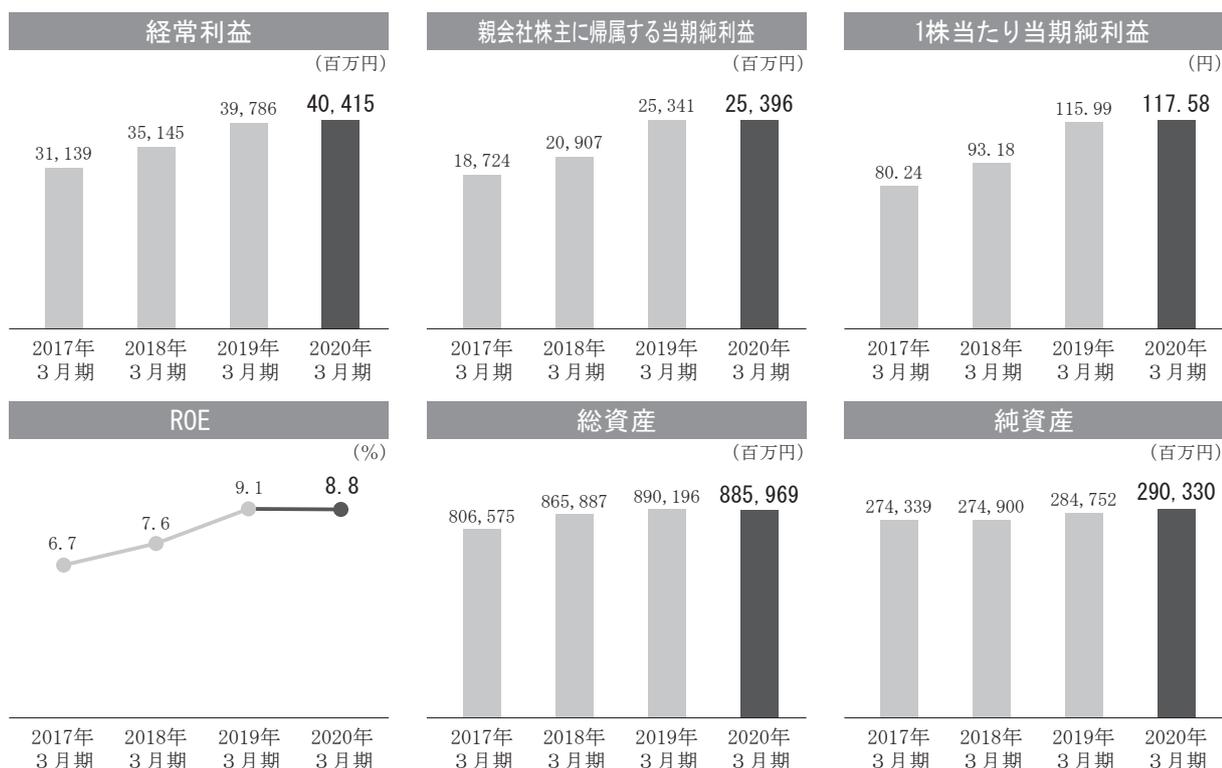
2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響も予想されますが、以上のような取り組みにより、引き続き中長期的な企業価値の向上につとめてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		2017年 3 月期	2018年 3 月期	2019年 3 月期	2020年 3 月期
グループ総取扱高	(百万円)	1,933,685	2,189,374	2,539,631	2,903,713
売上収益 ^{*1}	(百万円)	237,022	240,469	251,415	247,582
経常利益	(百万円)	31,139	35,145	39,786	40,415
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	18,724	20,907	25,341	25,396
1株当たり当期純利益	(円)	80.24	93.18	115.99	117.58
ROE	(%)	6.7	7.6	9.1	8.8
総資産 ^{*2}	(百万円)	806,575	865,887	890,196	885,969
純資産	(百万円)	274,339	274,900	284,752	290,330

2019年3月期より、償却債権回収益の計上を「営業外収益」から「売上収益」へ変更しております（※1）。また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しております（※2）。これらの変更にともない、2018年3月期については遡及適用後の数値を記載しております。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社 丸井	100	100.0	マルイ・モディ店舗の運営、自主・PBの運営・開発、通販事業、外部専門店事業
株式会社 エポスカード	500	100.0	クレジットカード業務、クレジット・ローン業務
株式会社 エムアールアイ債権回収	500	100.0 (100.0)	債権管理回収業務、信用調査業務
株式会社 エイムクリエイツ	100	60.0	商業施設の業態提案・設計・内装施工・運営管理、広告企画制作
株式会社 ムービング	100	100.0	貨物自動車運送業、貨物運送取扱業
株式会社 エムアンドシーシステム	234	100.0	ソフトウェア開発、コンピュータ運営
株式会社 マルイファシリティーズ	100	100.0	ビルメンテナンス業、警備サービス業
株式会社 マルイホームサービス	100	100.0	不動産賃貸事業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内の数値は、間接所有による出資比率を内数として表示しております。
2. 株式会社エイムクリエイツへの出資比率は、2019年7月1日をもって住友林業株式会社に株式譲渡したことにもない、60.0% (前期末100%) となっております。また、株式会社エイムクリエイツは、2019年4月1日をもってモディ事業部門を会社分割し、株式会社丸井が当該事業を継承しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
		百万円	百万円
株式会社 丸井	東京都中野区中野 4丁目3番2号	222,619	754,167

(7) 主要な事業内容

商業施設の賃貸・運営管理と衣料品・装飾雑貨等の店舗販売・通信販売等の小売事業、およびクレジットカード業務・消費者ローン・家賃保証等のフィンテック事業をおこなっております。

(8) 主要な事業所

① 本 社

会社名	所在地
株式会社 丸井グループ	東京都中野区
株式会社 丸井	
株式会社 エポスカード	
株式会社 エムアールアイ債権回収	
株式会社 エイムクリエイツ	
株式会社 エムアンドシーシステム	
株式会社 マルイファシリティーズ	
株式会社 マルイホームサービス	
株式会社 ムービング	埼玉県戸田市

② 店 舗

都府県別	店舗名
東京都	新宿店、池袋マルイ、渋谷マルイ・モディ、錦糸町店、上野マルイ、北千住マルイ、有楽町マルイ、中野マルイ、吉祥寺店、町田マルイ・モディ、国分寺マルイ
神奈川県	マルイシティ横浜、マルイファミリー溝口、マルイファミリー海老名、戸塚モディ
埼玉県	大宮マルイ、草加マルイ、マルイファミリー志木、川越モディ
千葉県	柏マルイ・モディ
静岡県	静岡マルイ・モディ
大阪府	なんばマルイ
京都府	京都マルイ
兵庫県	神戸マルイ
福岡県	博多マルイ

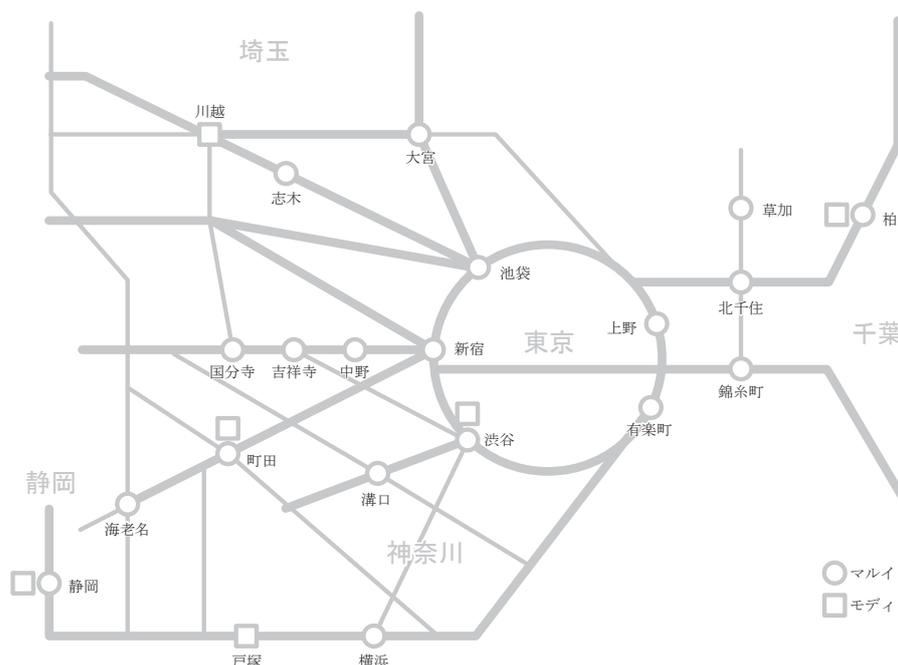
※川越モディは2020年3月31日に、京都マルイは2020年5月12日にそれぞれ閉店いたしました。

丸井グループ店舗

■ 関西エリア



■ 九州エリア



○ マルイ
□ モディ

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
小売セグメント	3,167 名	312 (減) 名
フィンテックセグメント	1,596	71 (増)
全社 (共通)	367	45 (増)
合 計	5,130	196 (減)

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含めておりません。なお、臨時従業員の期中平均雇用者数 (月間所定労働時間を基準に算出) は1,453名であります。
2. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン	135,000
株式会社 三菱UFJ銀行	105,000
株式会社 三井住友銀行	50,000
株式会社 日本政策投資銀行	23,000
株式会社 みずほ銀行	11,300
三井住友信託銀行 株式会社	8,000

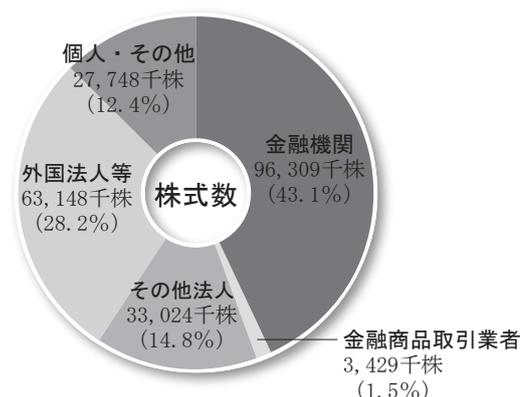
(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行および農林中央金庫を幹事とする協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,400,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 223,660,417 株
(自己株式8,703,268株を含む。)

(3) 株主数 28,771 名



※「個人・その他」には自己株式8,703千株が含まれております。

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,401	15.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,545	8.2
青井不動産株式会社	6,019	2.8
株式会社三菱UFJ銀行	5,808	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	5,001	2.3
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,886	1.8
東宝株式会社	3,779	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,675	1.7
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	3,628	1.7
公益財団法人青井奨学会	3,242	1.5

(注) 1. 当社は、自己株式8,703千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。
2. 持株比率は、自己株式8,703千株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する545千株を含めて計算してあります。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得（東京証券取引所における市場買付）

- ・2019年5月14日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数	普通株式 2,990,000株
取得価格の総額	6,999,899,700円
取得した日	2019年5月24日より2020年3月18日まで

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
青井 浩	代表取締役社長 代表執行役員 CEO	
岡島 悦子	取締役	株式会社プロノバ代表取締役社長 株式会社ユーグレナ社外取締役
田口 義隆	取締役	セイノーホールディングス株式会社代表取締役社長
室井 雅博	取締役	菱電商事株式会社社外取締役 農林中央金庫監事
中村 正雄	取締役 専務執行役員	フィンテック事業責任者、経営企画・不動産事業・ カスタマーサクセス担当
加藤 浩嗣	取締役 常務執行役員	CFO、IR部長兼財務・投資調査・サステナビリティ・ ESG推進担当
青木 正久	取締役 上席執行役員	株式会社丸井代表取締役社長 兼当社アニメ事業担当
伊藤 優子	取締役 執行役員	グループデザインセンター長兼建築部長 株式会社エイムクリエイツ常務取締役
藤塚 英明	常勤監査役	
布施 成章	常勤監査役	
大江 忠	監査役	弁護士 ジェコー株式会社社外取締役 日産化学株式会社社外取締役
高木 武彦	監査役	税理士 川田テクノロジー株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役石井友夫氏は、2019年6月開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役のうち、岡島悦子、田口義隆、室井雅博の各氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役のうち、大江忠、高木武彦の両氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役岡島悦子、室井雅博、監査役大江忠、高木武彦の各氏の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
5. 取締役田口義隆氏が代表取締役を兼務するセイノーホールディングス株式会社の子会社2社（西濃運輸株式会社ほか1社）より、直近事業年度において、当社子会社にて店舗内配送業務等の受託料として26百万円を計上しておりますが、当社連結売上収益に占める割合は0.01%であり、当社の「社外役員独立性基準」を満たしております。
6. 取締役岡島悦子氏の戸籍上の氏名は巳野悦子であります。
7. 監査役大江忠氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。
8. 監査役高木武彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役岡島悦子氏は、2020年3月27日付で株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役を退任いたしました。

10. 2020年4月1日付で、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	旧	新
中村正雄	取締役専務執行役員 フィンテック事業責任者 経営企画・不動産事業・ カスタマーサクセス担当	取締役専務執行役員 小売事業担当、経営企画・ カスタマーサクセス担当
青木正久	株式会社丸井代表取締役社長 兼当社アニメ事業担当	株式会社丸井代表取締役社長

〈ご参考〉

執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。（2020年4月1日現在）

氏名	地位	担当
佐藤元彦	副社長執行役員	CSO
石井友夫	専務執行役員	CH0、監査・不動産事業・総務・人事・ウェルネス推進担当
瀧元俊和	常務執行役員	CIO、株式会社エムアンドシーシステム代表取締役社長 兼当社アニメ事業担当
斎藤義則	常務執行役員	フィンテック事業担当、株式会社エポスカード代表取締役社長
佐々木一	上席執行役員	株式会社エイムクリエイツ代表取締役社長兼当社建築担当
青野真博	上席執行役員	株式会社丸井専務取締役
小暮芳明	執行役員	株式会社マルイファシリティーズ代表取締役社長
伊賀山真行	執行役員	株式会社ムービング代表取締役社長
津田純子	執行役員	株式会社エポスカード取締役 会員サービス部長
瓦美雪	執行役員	株式会社丸井取締役 マルイファミリー溝口店長
新津達夫	執行役員	株式会社丸井取締役 事業企画部長
海老原健	執行役員	CD0、株式会社エムアンドシーシステム取締役 デジタルトランスフォーメーション推進本部長
小島玲子	執行役員	ウェルネス推進部長
相田昭一	執行役員	経営企画部長兼カスタマーサクセス部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給対象人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	179 (29)	21 (-)	- (-)	201 (29)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	50 (15)	- (-)	- (-)	50 (15)
合計	12	230	21	-	251

(注) 1. 当期末日時点における在籍人員は、取締役8名、監査役4名であります。上記報酬には、2019年6月開催の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名分を含んでおります。また、支給対象人数に含まれない取締役1名が子会社から16百万円の報酬を受けております。

2. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額300百万円（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。）であります（株主総会決議の日 2012年6月27日）。そのうち、社外取締役の報酬限度額は年額50百万円であります（株主総会決議の日 2016年6月29日）。また、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動賞与の報酬限度額は年額100百万円（使用人兼務取締役に対する使用人賞与を除く。）、取締役（社外取締役を除く。）に付与・交付をおこなう業績連動型株式報酬の報酬限度額（信託に拠出する金員の上限）は1事業年度当たり200百万円に対象期間の年数を乗じた金額とし、2020年3月末日で終了する事業年度および2021年3月末日で終了する事業年度の2事業年度に対しては400百万円であります（株主総会決議の日 2019年6月20日）。
3. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、月額6百万円であります（株主総会決議の日 1987年4月28日）。
4. 業績連動賞与については、当事業年度に係る支給予定額を記載しております。
5. 業績連動型株式報酬については、当事業年度に係る費用計上額はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

- ・ 取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が決定します。
- ・ 指名・報酬委員会は、委員3名以上で組織し、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置します。
- ・ 取締役の報酬は、経営の意思決定および監督機能を十分に発揮するための対価としてふさわしい水準を設定します。
- ・ 取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成します。報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から定額報酬のみとします。
- ・ 監査役の報酬は、定額報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	社外役員の主な活動状況
取締役	岡島悦子	当期開催の取締役会9回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
	田口義隆	当期開催の取締役会9回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
	室井雅博	当期開催の取締役会9回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から質問・助言するとともに、必要に応じて適宜、適切な意見を述べております。
監査役	大江忠	当期開催の取締役会9回および監査役会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。
	高木武彦	当期開催の取締役会9回および監査役会15回全てに出席し、主に税理士としての専門知識を活かし、適宜、適切な意見を述べております。さらに、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社を取巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見を交換し、相互認識と信頼を深めております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は10百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

4. 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人は、2019年6月20日開催の第83回定時株主総会においてPwCあらた有限責任監査法人が選任され、当事業年度（第84期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した有限責任 あずさ監査法人は、前事業年度（第83期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

(1) 当社の会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等

76百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

123百万円

(注) 当社は、会計監査人との契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①および②の金額には、これらの合計額を記載しております。

③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査の遂行状況を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために当該報酬は相当であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社は会計監査人に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

○体制

当社グループは、グループ経営という視点で内部統制システムの整備をすすめ、健全で透明性が高い、効率的な経営を推進する。

①取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は役員規程およびグループ行動規範に従い、適法かつ適正に職務を遂行する。
- ・取締役会は原則として年10回開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- ・監査役は監査役会規則にもとづき、独立した立場から取締役および執行役員の職務執行を監査する。
- ・独立性の高い複数の社外取締役および社外監査役を選任し、経営の客観性・透明性の一層の向上をはかる。
- ・委員3名以上、原則としてそのうち社外取締役2名以上で構成される指名・報酬委員会を設置し、取締役・役付執行役員の指名および取締役・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- ・共創サステナビリティ経営を推進することを目的に、取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

- ・文書管理規程を整備し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要な文書の管理をおこなう。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・環境・社会貢献推進分科会ならびに広報IR委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、安全管理委員会、インサイダー取引防止委員会により、経営上の高リスク分野の管理水準の向上をはかるとともに、代表取締役を長とするサステナビリティ委員会（環境・社会貢献推進分科会を監督）、コンプライアンス推進会議（5委員会を監督）を通じて、当社グループ全体のリスク管理をおこなう。
- ・内部統制の推進を総務部と監査部が連携しておこない、グループ各社の業務内容、想定されるリスクとその対応策の文書化・モニタリングなどを通じて、経営上のリスクの最小化を推進する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

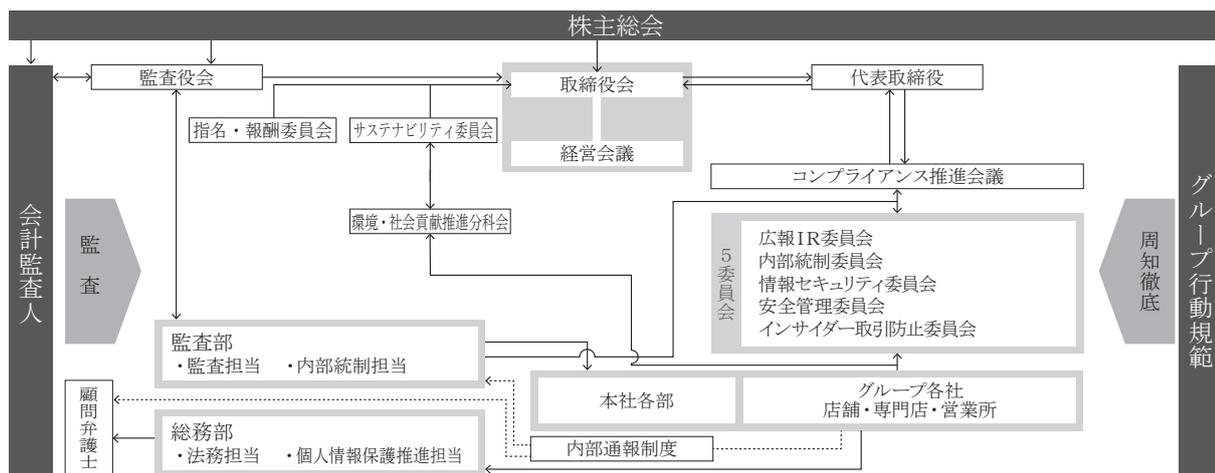
- ・当社グループ決裁規程により、当社グループの取締役および執行役員としての職務権限を明確にするとともに、効率的かつ迅速な職務執行をおこなう。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制

- ・適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切な整備と運用をおこなう。
- ・財務報告の重要な事項に不適正な記載が発生するリスクへの評価およびリスク低減に向けた体制づくりをすすめる。

- ・財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用状況の確認をおこなう。
- ⑥子会社の取締役および当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ行動規範の周知徹底をはかり、当社グループとして高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進する。
 - ・当社グループ全体で法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアルの整備をおこない、教育を推進する。
 - ・社外の弁護士にも直接通報できるマルチグループホットライン（内部通報制度）を設け、問題発生の未然防止と早期発見をはかる。
 - ・内部監査をおこない職務執行の内部統制状況を把握することにより、法令・社内規程の順守をはかる。
- ⑦その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・内部統制システムとしてグループ各社で文書化した内容の継続的な見直しをおこなう。
 - ・サステナビリティ委員会、コンプライアンス推進会議、および1分科会、5委員会を通して、グループ各社の最新の統制状況を確認し適切な体制確保につとめる。
 - ・当社グループ決裁規程により、子会社における重要な決議事項の当社への報告体制を定める。
 - ・グループ各社の監査役と内部監査部門の連携を深め、適正な取引、会計処理をおこなうための監査体制づくりをすすめる。
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断をおこなうとともに、警察・弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備をすすめる。
- ⑧監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の要請にもとづき、その職務を執行するために必要な知識・能力を有した監査役スタッフを配置する。
 - ・監査役は、監査役スタッフに監査業務の補助をおこなうよう指示ができるものとし、その指示については取締役からの指揮を受けない。
- ⑨当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部監査体制の充実をはかり、監査役へのサポート機能を強化する。
 - ・グループ各社の取締役および従業員等は、不正行為、当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事実、法令・定款に反する行為などを知ったときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・監査役への報告を理由とした不利益な取扱いが生じていないことの確認をおこなう。

●ガバナンスの体制図



⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について費用等の請求をしたときは、当該費用が必要でないと思われる場合を除きその費用を負担する。

⑪その他監査役職務の執行が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ・取締役会は監査役職務の執行がスムーズに遂行できるよう、その要請に対して真摯に協力する。
- ・代表取締役と監査役との定例会議を開催し、職務執行状況の相互確認をおこなう。
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会の他に必要に応じて経営上の重要会議に出席できる。
- ・監査役は、必要に応じて取締役および従業員から報告・情報の提供を受け、資料や記録の閲覧をおこなうことができる。
- ・主要な子会社の監査役を当社監査役が兼務することにより、情報共有と職務執行状況の確認を的確におこなう。

○運用状況

①内部統制システム全般

- ・当社グループの内部統制システム全般の運用状況を、グループ各社の監査役と内部監査部門が連携した内部監査により把握し、改善をすすめております。
- ・グループ各社の業務内容、想定されるリスクと対応策を文書化しております。その運用状況を自己評価と内部監査によりモニタリングすることで、実効性の高い内部統制を推進しております。
- ・内部統制上、運用とルールを明確にするため、グループ各社において、各種規程を整備しており、必要に応じ適宜、規程の改定等をおこなっております。
- ・金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制については、取締役会より委嘱を受けた内部統制委員会が整備・運用・評価をおこなっております。

②コンプライアンス体制

- ・グループ行動規範の周知徹底をはかり、高い倫理観にもとづく健全な企業活動を推進しております。

- ・法令およびグループ内規程の順守を徹底するため、各種マニュアル・運用の整備および教育をおこなっております。なお、当事業年度においては、各事業分野ごとの実務研修をはじめ、重要なテーマとして「情報セキュリティ」「ハラスメント」などの研修を実施いたしました。
- ・法令違反、不正行為の抑制と是正をはかることを目的に、社外の弁護士にも直接通報できる内部通報制度マルイグループホットラインを設置し、適切な運用がなされていることを確認しております。

③リスク管理体制

- ・経営上の高リスク分野を管理するため、分野ごとに分科会、委員会を設置しています。当期においては、共創サステナビリティを推進することを目的にサステナビリティ委員会を新設し、従来の環境・社会貢献推進委員会を環境・社会貢献推進分科会に改称し、サステナビリティ委員会の下部組織へ移管いたしました。結果、1分科会（環境・社会貢献推進分科会）と、5委員会（広報IR委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、安全管理委員会、インサイダー取引防止委員会）を通して、効率的な統制を推進しております。
- ・環境・社会貢献推進分科会の活動を統括するサステナビリティ委員会、および5委員会の活動を統括するコンプライアンス推進会議を開催し、グループ各社におけるリスク統制状況を把握しております。なお、当事業年度において、サステナビリティ委員会、コンプライアンス推進会議は各2回開催されております。

④取締役の職務執行

- ・グループ行動規範や役員規程等の社内規程に則り適法かつ適正に職務を執行することを徹底しております。
- ・社外役員独立性基準を満たし、社外での豊富な経験や専門性を有する3名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上をはかっております。
- ・取締役会は、グループ決裁規程にもとづき適切な審議をおこなうとともに、グループ戦略等個別テーマを設定し充実した議論をおこなっております。当事業年度においては、付議事項を見直し、運営面を改善するとともに、企業価値向上に向けた個別テーマの議論の充実をはかりました。なお、取締役会の開催はスケジュール編成上、9回となりました。
- ・取締役会が選任した執行役員で構成する経営会議を設置し、当社グループ決裁規程に定められた範囲内で業務執行に関する重要な意思決定をおこなうことで、経営判断の迅速化をはかっております。なお、当事業年度において経営会議は20回開催されております。

⑤監査役の職務執行

- ・代表取締役との定例会議を開催するなど随時情報交換をおこない、職務執行状況を確認しております。なお、当事業年度において定例会議は4回開催されております。
- ・取締役会、経営会議等へ出席し、意思決定のプロセスや業務執行状況を把握しております。
- ・社外取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報・意見交換を実施しております。
- ・子会社8社の監査役を兼務し取締役会に出席するとともに、グループ監査役連絡会を毎月開催することなどにより、子会社の職務執行状況を確認しております。
- ・2名の監査役スタッフを配置するなど、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。

※本事業報告中の数値の表示桁未満の処理について記載金額の百万円単位、株式数は切捨て、それ以外は四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	626,766	流 動 負 債	214,425
現金及び預金	40,839	買掛金	7,145
受取手形及び売掛金	5,153	短期借入金	102,335
割賦売掛金	416,250	1年内償還予定の社債	15,000
営業貸付金	139,313	未払法人税等	10,724
商 品	4,766	賞与引当金	3,482
そ の 他	36,550	ポイント引当金	20,583
貸倒引当金	△16,106	商品券等引換損失引当金	160
		そ の 他	54,996
固 定 資 産	259,202	固 定 負 債	381,212
有 形 固 定 資 産	174,765	社 債	90,000
建物及び構築物	61,751	長期借入金	272,500
土 地	103,542	繰延税金負債	1,884
建設仮勘定	1,190	利息返還損失引当金	4,663
そ の 他	8,281	債務保証損失引当金	166
		資産除去債務	953
		そ の 他	11,045
無 形 固 定 資 産	8,113	負 債 合 計	595,638
ソフトウェア	5,458	純 資 産 の 部	
そ の 他	2,654	株 主 資 本	288,606
投 資 そ の 他 の 資 産	76,323	資 本 金	35,920
投資有価証券	27,388	資 本 剰 余 金	91,824
差入保証金	30,912	利 益 剰 余 金	180,522
繰延税金資産	13,868	自 己 株 式	△19,661
そ の 他	4,153	その他の包括利益累計額	1,185
資 産 合 計	885,969	その他有価証券評価差額金	1,185
		繰延ヘッジ損益	△0
		非支配株主持分	538
		純 資 産 合 計	290,330
		負 債 純 資 産 合 計	885,969

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		247,582
売 上 原 価		51,916
売 上 総 利 益		195,666
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		153,721
営 業 利 益		41,944
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	225	
固 定 資 産 受 贈 益	36	
そ の 他	245	507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,330	
資 金 調 達 費 用	80	
そ の 他	625	2,036
経 常 利 益		40,415
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	211	
そ の 他	44	256
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,299	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	126	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,010	
感 染 症 関 連 費 用	410	
そ の 他	416	3,263
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		37,408
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,048	
法 人 税 等 調 整 額	△4,077	11,971
当 期 純 利 益		25,437
非支配株主に帰属する当期純利益		40
親会社株主に帰属する当期純利益		25,396

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,920	91,323	166,858	△12,327	281,774
当期変動額					
剰余金の配当			△11,731		△11,731
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,396		25,396
自己株式の取得				△7,886	△7,886
自己株式の処分		0		552	552
利益剰余金から資本剰余金 への振替		△0	0		—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		501			501
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	501	13,664	△7,334	6,831
当期末残高	35,920	91,824	180,522	△19,661	288,606

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,977	0	2,977	—	—	284,752
当期変動額						
剰余金の配当						△11,731
親会社株主に帰属する 当期純利益						25,396
自己株式の取得						△7,886
自己株式の処分						552
利益剰余金から資本剰余金 への振替						—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						501
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,792	△0	△1,792	—	538	△1,254
当期変動額合計	△1,792	△0	△1,792	—	538	5,577
当期末残高	1,185	△0	1,185	—	538	290,330

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

株式会社丸井、株式会社エポスカード、株式会社エムアールアイ債権回収、株式会社エイムクリエイツ、株式会社ムービング、株式会社エムアンドシーシステム、株式会社マルイファシリティーズ、株式会社マルイホームサービス、株式会社マルイホームサービス管理

② 主要な非連結子会社の名称

株式会社エポス少額短期保険、tsumiki証券株式会社、D2C&Co.株式会社、株式会社マルイキットセンター 他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社（8社）の合計の総資産、売上収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

上記の非連結子会社8社及び関連会社6社（みぞのくち新都市株式会社 他）の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産

商品については、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(b) 有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものについては連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては主として移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(c) ポイント引当金

カード会員に付与したポイントのうち、当連結会計年度末の残高に対する利用見込額を計上しております。

(d) 商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益に計上した商品券等のうち、将来の引換見込額を計上しております。

(e) 利息返還損失引当金

当連結会計年度末における消費者ローン利息の返還見込額を計上しております。

(f) 債務保証損失引当金

金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務のうち、履行による損失発生見込額を計上しております。

(g) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 収益及び費用の計上基準

割賦手数料及び消費者ローン利息収入の計上は、残債方式による発生基準によっております。

(b) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 追加情報

(カード発行費用に係る会計処理)

当社グループの㈱エポスカードが発行するクレジットカードは、新型 I C チップへの更新によりセキュリティ機能を高め、これまで以上に安全・安心なクレジットカードとしてお客さまのメインカード化を推進するための環境を整えました。さらに新たなシステムの導入によりお客さま一人ひとりのご利用状況に応じた最適なアプローチを可能としたことにより、当第 4 四半期において、継続的な利用促進による将来の収益獲得が明らかとなり、クレジットカードに係る資産価値の向上が認められました。そのため、従来、カード発行費用は発行時に費用処理していましたが、2020年1月以降に発生するカード発行費用については資産として計上し、カードの有効期間にわたって償却することとしています。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は489百万円増加しています。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症による当社グループにおける影響については、感染拡大の防止のためのマルイ・モディ店舗の臨時休業や営業時間短縮、外出自粛や消費マインドの低下などによる店舗収益の低迷、クレジットカード取扱高の回復の遅れなどを主なものと考えています。当社グループではその影響期間について、翌連結会計年度の店舗の営業を2ヵ月から3ヵ月間休業することに加え1ヵ月間程度の営業時間の短縮を行い、その後は最短で2020年10月、最長で2021年10月までの期間をかけて徐々に従来の業績基調に回復するものと仮定し、翌連結会計年度の各セグメント利益への影響を、小売セグメントが△30億円から△90億円、フィンテックセグメントが△35億円から△45億円と試算しました。これらを踏まえ、当社グループでは中位のシナリオに基づき会計上の見積りを行いました。

この利益影響の試算および一定の仮定に基づく将来キャッシュ・フローの算定から、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものと判断しました。また、営業債権（割賦売掛金・営業貸付金）の貸倒リスクを検討した結果、当連結会計年度において貸倒引当金を430百万円増額しています。なお、上記の試算と将来キャッシュ・フローの算定等に用いた仮定に大幅な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(役員報酬B I P信託制度)

当社は、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）、ならびに当社のグループ子会社等11社（株式会社丸井、株式会社エポスカード等。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。当社の取締役および執行役員と併せて、以下「対象取締役等」という。）にインセンティブプラン「役員報酬B I P信託」を導入しております。

(1)制度の概要

当社が対象取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。

その後、株式交付規程に従い、対象取締役等の役位および業績目標の達成度に応じて、当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭を交付および給付いたします。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）を適用しております。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、683百万円、347,750株です。

(株式付与E S O P信託制度)

当社は、当社グループ経営幹部社員（以下「経営幹部社員」という。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」を導入しております。

(1)制度の概要

当社が経営幹部社員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき経営幹部社員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、株式交付規程に従い、経営幹部社員の役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭を交付および給付いたします。本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）を適用しております。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、345百万円、197,434株です。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	211,905百万円
(2) 保証債務	
金融機関が行っている個人向けローンに対する保証	19,829百万円
(3) 債権を流動化した残高	181,941百万円
(4) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金等により 控除した圧縮記帳累計額	66百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を特別損失のその他に含めて計上しております。

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	金 額
賃貸不動産他	東京都新宿区他	建物	128
	合 計		128

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、賃貸不動産等については物件単位ごとにグルーピングしております。上記の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗は将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価し、閉鎖及び設備廃棄を予定している店舗等については、正味売却価額を零として評価しております。

(2) 感染症関連費用

感染症関連費用は、店舗休業期間中の家賃・減価償却費などの固定費を、販管費から特別損失に振り替えたものなどです。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

種類	当連結会計年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	223,660,417株	一株	一株	223,660,417株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	5,666	26	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年11月7日 取締役会	普通 株式	6,065	28	2019年9月30日	2019年12月4日

- (注) 1. 2019年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式に対する配当金13百万円を含めております。
2. 2019年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式に対する配当金15百万円を含めております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通 株式	4,729	利益 剰余金	22	2020年3月31日	2020年6月30日

- (注) 2020年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式に対する配当金11百万円を含めております。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入金のほか、社債、コマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化により行っており、一時的な余資は安全性の高い現金及び預金で保有しております。

割賦売掛金及び営業貸付金に係る顧客の信用リスクは、与信ルールに沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っており、差入保証金は主に店舗の賃貸借契約にとまなうものであります。また、借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	40,839	40,839	—
② 受取手形及び売掛金	5,153	5,153	—
③ 割賦売掛金	416,250		
貸倒引当金	△11,145		
	405,104	450,830	45,725
④ 営業貸付金	139,313		
貸倒引当金	△3,407		
	135,906	153,450	17,544
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	13,513	13,513	—
⑥ 差入保証金	4,833	4,848	15
資 産 計	605,350	668,635	63,284
① 買掛金	7,145	7,145	—
② 短期借入金	102,335	102,335	—
③ 1年内償還予定の社債	15,000	15,000	—
④ 未払法人税等	10,724	10,724	—
⑤ 社債	90,000	89,491	△508
⑥ 長期借入金	272,500	272,279	△220
負 債 計	497,704	496,975	△729

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 割賦売掛金、④ 営業貸付金

これらは与信管理上の信用リスクを考慮した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤ 投資有価証券

取引所の価格によっております。

⑥ 差入保証金

将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の差入保証金を含めております。

負 債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 1年内償還予定の社債、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額8,492百万円）及び合同会社への出資金（連結貸借対照表計上額2,429百万円）、投資事業有限責任組合への出資金（連結貸借対照表計上額2,452百万円）、非上場債券（連結貸借対照表計上額499百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

また、差入保証金に含まれる敷金の一部（連結貸借対照表計上額26,797百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑥ 差入保証金」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
116,426	239,656

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整したものを含む。）によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,351円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 117円58銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	341,469	流 動 負 債	194,200
現金及び預金	25,667	短期借入金	102,200
関係会社短期貸付金	311,328	1年内償還予定の社債	15,000
その他の	4,505	関係会社短期借入金	74,567
貸倒引当金	△33	未払金	695
固 定 資 産	412,698	未払費用	465
有形固定資産	1,465	未払法人税等	218
建物	15	預り金	197
構築物	1	賞与引当金	326
車両運搬具	20	その他の	531
器具備品	1,343	固 定 負 債	362,567
建設仮勘定	84	社債	90,000
無形固定資産	77	長期借入金	272,500
投資その他の資産	411,155	その他の	67
投資有価証券	21,418	負 債 合 計	556,767
関係会社株式	382,414	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	132	株 主 資 本	196,451
繰延税金資産	6,963	資 本 金	35,920
その他	227	資 本 剰 余 金	91,307
資 産 合 計	754,167	資本準備金	91,307
		利益剰余金	88,883
		利益準備金	8,980
		その他利益剰余金	79,903
		繰越利益剰余金	79,903
		自 己 株 式	△19,661
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	948
		その他有価証券評価差額金	948
		純 資 産 合 計	197,399
		負 債 純 資 産 合 計	754,167

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		23,507
営 業 費 用		7,471
営 業 利 益		16,036
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,318	
そ の 他	252	2,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,271	
そ の 他	402	1,673
経 常 利 益		16,933
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	211	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,231	1,442
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,010	
退 職 一 時 金	267	
そ の 他	126	1,404
税 引 前 当 期 純 利 益		16,971
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	681	
法 人 税 等 調 整 額	44	725
当 期 純 利 益		16,246

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	35,920	91,307	—	91,307	8,980	75,388	84,368
当期変動額							
剰余金の配当						△11,731	△11,731
当期純利益						16,246	16,246
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△0	△0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,514	4,514
当期末残高	35,920	91,307	—	91,307	8,980	79,903	88,883

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△12,327	199,270	2,728	2,728	201,998
当期変動額					
剰余金の配当		△11,731			△11,731
当期純利益		16,246			16,246
自己株式の取得	△7,886	△7,886			△7,886
自己株式の処分	552	552			552
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△1,779	△1,779	△1,779
当期変動額合計	△7,334	△2,819	△1,779	△1,779	△4,598
当期末残高	△19,661	196,451	948	948	197,399

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては主として移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(役員報酬B I P信託制度)

役員報酬B I P信託制度については、連結注記表「(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式付与E S O P信託制度)

株式付与E S O P信託制度については、連結注記表「(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	856百万円
(2) 保証債務	
連結子会社である株式会社エポスカードの 取引先への未精算金に対する保証	22,540百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	312,760百万円
短期金銭債務	74,749百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	23,505百万円
営業費用	1,330百万円
営業取引以外の取引高	2,357百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種 類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普 通 株 式	6,214,767株	3,432,674株	398,989株	9,248,452株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,432,674株は、自己株式の買付による増加2,990,000株、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託における自己株式の取得による増加441,800株、及び単元未満株式の買取りによる増加874株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少398,989株は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託における自己株式の交付による減少398,916株、及び単元未満株式買増し請求による売渡しによる減少73株であります。
3. 普通株式の当期末株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式545,184株を含めております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

組織再編にともなう関係会社株式評価差額	7,238 百万円
その他	<u>3,107 百万円</u>
繰延税金資産小計	10,345 百万円
評価性引当額	<u>△2,963 百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>7,382 百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	419 百万円
繰延税金負債合計	<u>419 百万円</u>

繰延税金資産の純額 6,963 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科 目	期末 残高 (百万円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 丸井	マルイ店舗の運営、 自主・PBの運営・ 開発、通販事業、 外部専門店事業、 モディ店舗の運営	(所有) 直接 100.0	兼任 3人	経営管 理等 の 受託	資金の借入 (注) 1	65,865	関係会社 短期借入金	62,267
						経営管理料 (注) 2	1,815	—	—
	株式会社 エボスカード	クレジットカード 業務、クレジット・ ローン業務	(所有) 直接 100.0	兼任 1人	経営管 理等 の 受託	資金の貸付 (注) 1	382,878	関係会社 短期貸付金	307,726
						経営管理料 (注) 2	3,931	—	—
						利息の受取	2,297	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ内の資金を一元管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額には、平均残高を記載しております。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 920円66銭
- (2) 1株当たり当期純利益 75円22銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入しております。

会計監査人および監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月9日

株式会社 丸井グループ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸井グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年6月9日

株式会社 丸井グループ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸井グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月10日

株式会社 丸井グループ 監査役会
常勤監査役 藤 塚 英 明 ㊟
常勤監査役 布 施 成 章 ㊟
社外監査役 大 江 忠 ㊟
社外監査役 高 木 武 彦 ㊟

以 上